

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 5月 15日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市安佐北区可部1丁目16-1
氏名	肥海建設 株式会社
	代表取締役 肥海 裕二
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-815-1863
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	肥海建設 株式会社
事業場の所在地	広島県広島市安佐北区可部1丁目16-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 12億円（税抜き）（令和5年5月）
③従業員数	31人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生・分別（工事現場）⇒収集・運搬（運搬業者） ⇒処分（処理業者）

条例別紙1
 (条例-産業廃棄物処理計画書)

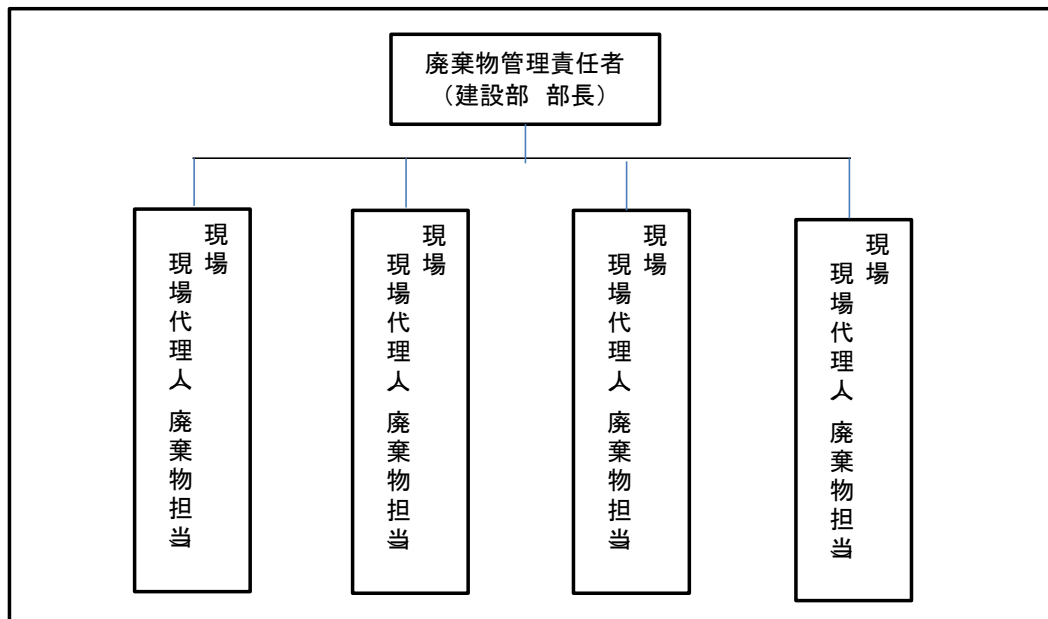
現状:前年度(令和5年度 年度) 実績量
 計画:今年度(令和6年度 年度) 計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類																				
燃え殻																				
汚泥	55.99	50									55.99	50	55.99	50	55.99	50				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	74.49	70									74.49	70	3.5	3.5	74.49	70				
紙くず																				
木くず	65.95	60									65.95	60			65.95	60				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	1.98	1									1.98	1	1.98	1	1.98	1				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	668.23	600									668.23	600	75.5	75.5	668.23	600				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	866.64	781	0	0	0	0	0	0	0	0	866.64	781	136.97	130	866.64	781	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限リ、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙 2（条例-産業廃棄物処理計画書）

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 必要以上の取壊し作業等を抑制し、産業廃棄物量の抑制を図る。
②計画	(今後実施する予定の取組) これまでと同様に、抑制に関する取組みを行う。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート殻、アスファルト殻、木くず、紙くず、廃プラ、鉄くず等、各現場で種類毎に分別する。
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでと同様に、各現場で種類毎に分別する。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画は無い。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画は無い。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画は無い。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 再生処理業者と適正な委託契約を締結している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も、再生処理業者と適正な委託契約を締結する。 また、優良認定処理業者への委託も検討する。